

介護付有料老人ホーム
セルフ 2号館
入居契約書

株式会社 マイセルフ

甲（利用者）

介護付有料老人ホームセルフ2号館 乙（事業者）

（契約の目的）

第1条

乙は、甲に対し、介護保険法要関係法令及びこの契約書に従い指定を受けた当該事業所において、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話をすることにより、甲の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを提供します。

2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分、及び本契約書末尾にその写しが添付されている、甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。

3 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙重要事項説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

（契約期間）

第2条

この契約期間は、

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

とします。

ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の10日以前から甲から更新拒絶の申し出がない場合、乙は甲に対し、更新時点での甲の要介護状態を確認したうえで、契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容での更新の意思が確認された場合に、その旨の合意書を取り交わし、本契約書末尾に添付します。

3 甲からの更新拒絶の意思が表示された場合は、乙は、他の業者を紹介するなど、必要な措置を取ります。

（特定施設サービス計画の作成・変更）

第3条

乙は、甲のための特定施設サービス計画を作成する業務を担当させ（以下、「計画作成担当者」という。）、計画作成担当者が本条項に定める職務を誠意をもって遂行するよう責任をもって指導・監督します。

2 甲は計画作成担当者に対し、いつでも特定施設サービス計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、計画作成担当者は、明らかに変更の必要のないとき及び甲の不利益となる場合を除き、甲の希望に沿うように特定施設計画の変更を行います。

3 計画作成担当者は、特定施設サービス計画原案を作成し、また、同計画を変更した場合には、甲に対し、特定施設サービス原案また、変更された特定施設サービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

4 計画作成担当者は、乙以外の生活介護事業者の提供するサービスを甲が希望する場合には希望を最大限尊重してサービス計画を立案します。

(介護サービスの内容及びその提供)

第4条

乙は前条より作成される特定施設サービス計画に基づき本状の通り各種サービスを提供します。施設の概要、従業者の勤務体制は別紙「重要事項説明書」のとおりです。

2 サービス内容を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する特定施設サービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した、利用サービス変更合意書を交わします。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第5条

乙は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

(利用料等)

第6条

サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護保険の適用されないサービス（食事の材料代、おむつ代、事業所外の施設を利用する際の利用等）については自己負担となります。（詳細は別紙「重要事項説明書」を参照）

(契約の終了)

第7条

次の各号の一に該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 要介護認定更新において、甲が自立と認定された場合
- 二 甲が死亡した場合

- 三 第7条に基づき、甲から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 四 第8条に基づき、乙から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 五 甲が、他の介護保健施設への入居が決まり、その施設の側での受け入れが可能となった場合
- 六 甲と乙の間で、施設利用契約が終了した場合

(甲の解除権)

第8条

- 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。
- この場合には、14日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- 2 甲は、乙が次の事由に該当した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
 - 一 乙が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - 二 乙が、守秘義務に違反した場合
 - 三 乙が、破産等の事由により、事業の継続見通しが困難となった場合
 - 四 その他、介護保険法等関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合

(乙の解除権)

第9条

乙は甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この特定施設サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

- 2 乙は前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員に連絡をとり、必要な措置を講じます。

(利用料の滞納)

第10条

甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を2ヶ月以上滞納した場合には、乙は甲に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 乙は、前項の催告をした場合には、甲担当の介護支援専門員、甲が住所を有する市町村等と連絡をとり、解除後も甲の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。
- 3 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書を持ってこの契約を解除することができます。

(介護保険の適用のないサービス利用料の滞納)

第11条

甲が介護保険の適用のないサービスを受けている場合に、甲がその利用料を2ヶ月以上滞納し、乙が相当期間内に支払うように催告したにもかかわらず、甲がその部分の全額を支払わない場合には、乙は、その部分の契約についてのみ解除することができます。この場合には、第8条2項の措置は必要ないものとします。

(損害賠償)

第12条

乙は、甲に対する特定施設サービスの提供に当たって、甲または甲の家族の生命・身体・財産に障害が発生した場合は、速やかに甲または、甲の家族に対して損害賠償します。

但し、甲または甲の家族に故意または重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

2 乙は、甲又は甲の家族に対しての損害賠償が発生した場合に備え、損害保険に加入します。

(秘密保持)

第13条

乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する特定施設サービスの提供に当たって知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 乙は、甲の個人情報を用いる場合や、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議において、甲またはこの家族の個人情報を用いません。

(苦情処理)

第14条

甲または甲の家族は、提供された特定施設サービスに不満がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口に、苦情を申し立てることができます。

なお、当事業所の苦情申立窓口は下記の通りです。

氏名 (管理者) 山本 大幸

電話 0164-42-7757 FAX 0164-42-7767

2 乙は甲に提供した特定施設サービスについて、甲または甲の家族から苦情の申立があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 乙は甲が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもしません。

(緊急時の対応)

第15条

介護職員等は、入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに協力医療機関医師又は、主治医に連絡する等の措置を講ずる。又、緊急やむを得ないと判断される時は事業所のほうで救急車による搬送を要請するとともに、管理者に報告しなければならない。

- ・協力医療機関 藤田クリニック：内科・婦人科
　　るもいファミリー歯科：歯科
　　留萌記念病院：内科・整形外科・外科・リハビリテーション科・
　　消化器内科・肛門外科

(詳細は別紙「重要事項説明書」を参照)

(事故発生時の対応)

第16条

要介護者等に対する介護サービス提供にあたって、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(サービスのチェック)

第17条

乙は、自治体等から調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を受け入れることを拒絶せず、必要な資料の提供等協力を惜しません。

2 自治体の調査等が、甲またはその家族の申し入れによるものであっても、乙は甲に対し、そのことをもっていかなる差別的取り扱いもいたしません。

(身元引受人)

第18条

乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 身元引受人は各号の責任を負います。

- 一 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- 三 甲が死亡した場合の遺留品及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。

(契約外条項)

第19条

本契約に定めない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを遵守し、甲及び乙の協議により定めます。

以上の通り契約したので、本書2通を作成し、甲乙各1通づつ保有することとします。

(甲)

私は、この契約書に基づく特定施設入居者生活サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者

住 所

お名前

印

電 話

(署名代行者)

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

住 所

氏 名

印

電 話

署名代行の理由

本人との関係

(身元引受人)

私は、以下の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

住 所

氏 名

印

電 話

甲との続柄

(乙)

私は、居宅サービスの事業者として、甲の申込を受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

サービス事業者

住 所 北海道旭川市 5 条通 21 丁目 2 番 142

法人名 株式会社 マイセルフ

代表者 代表取締役 西村 達一郎 

(立会人)

私は生活支援員としてこの契約に立ち会いました。

住 所 北海道留萌市潮静 3 丁目 127 番地

事業所 介護付有料老人ホームセルフ 2 号館

氏 名 

(計画作成担当者)

私は、施設介護サービス計画（ケアプラン）作成者として、この契約の内容が施設介護サービス計画に従った内容であることを確認しました。

氏 名 